

15. 災害時における物資の調達に関する協定書

出雲市長（以下「甲」という。）と株式会社ポプラ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が出雲市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、出雲市内において、災害発生時等に、甲が行うり災者及び災害対策業務従事者等（以下「り災者等」という。）に対する物資の供給に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（物資の範囲）

第2条 この協定に係る物資とは、原則として食料品、日用品及び生活雑貨とし、別表に定めるもののうち、甲から乙に対する要請時点で、乙が調達及び製造可能な物資とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時等には、乙に対し、物資の供給を要請することができるものとする。

2 前項に係る要請は、甲から乙に対し「物資供給要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに所定の文書を提出するものとする。

（要請に伴う措置）

第4条 乙は、前条の協力要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況について、「物資調達可能数量・措置の状況報告書」（様式第2号）により甲へ提出するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第5条 り災者等への物資の運搬は、原則として乙（予め乙が指定する業者等を含む。）が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、物資の引渡しを甲が指定する場所で、甲の指定する者に対して行うものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担する。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生時等の直前の乙の店舗での販売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 乙が行った物資の運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたる等、運搬に係る費用が乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱していると認められる場合にあっては、甲乙協議のうえ、負担額を決定する。

（経費の支払い）

第7条 前条の経費は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲が乙の指定する口座へ振込みにより支払うものとする。

（体制の整備）

第8条 甲及び乙は、物資供給に支障が生じないよう、本協定締結後速やかに、連絡体制、連絡方法を記載した「連絡責任者届」（様式第3号）により、相手方へ報告するものとし、変更があった場合にも直ちに相手方へ報告するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（特殊事情の扱い）

第10条 乙は、自己の加盟店又は運送業等の関係者に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるものとする。ただし、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合

には、この限りでない。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年(2009)1月13日

甲 出雲市今市町109番地1
出雲市
出雲市長 西尾理弘

乙 広島市安佐北区安佐町大字久地665-1
株式会社ボブラ
代表取締役社長 目黒真司